

厚木市斎場広告看板募集要領

1 募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで

2 募集数

3 枠（5 連：2 枠、案内図横：1 枠）

3 募集広告規格

5 連：W 2, 4 0 0mm×H 1, 2 0 0mmのアルミ複合板

（有効広告面は、W 2, 2 9 0mm×H 1, 1 4 0mm）

案内図横：W 2, 3 4 2mm×H 1, 2 0 0mm のアルミ複合板

（有効広告面は、W 2, 1 9 0mm×H 1, 1 4 0mm）

アルミ複合板（厚木市が用意）に直接印刷し、型枠に挟み込む形式となります。

なお、掲出期間終了時に同等の新品アルミ複合板を返却していただきます。

4 広告掲出場所

厚木市斎場（厚木市下古沢5 4 8 番地）東側駐車場

（別紙広告看板設置位置図を参照）

5 広告掲出期間

令和8年10月1日から令和9年4月30日まで（7 箇月）

なお、掲出期間満了日の3 箇月前までに更新しない旨の申出がない場合、1 年ごとの自動更新となり、令和11年4月30日まで自動延長されます。

6 広告料

広告料については価格競争とし、最低金額を1 枠1 5, 0 0 0円／月とします。

（提示広告料は、100 円単位とし、100 円単位未満の金額が記載された場合は、切り捨てた金額を提示広告料とします。）

7 掲出広告審査・決定方法

掲出広告の審査及び決定は、次のとおり行います。

(1) 広告料審査

広告料については価格競争とし、「厚木市斎場広告看板掲出申込書」に記載された広告料について、次の基準に従い、広告掲出予定者3 者を決定します。

ア 提示広告料の最も高い者から順番に、第3 順位の者までを広告掲出予定者として決定します。

なお、提示広告料が同額の場合は、くじにより上位者を決定することとし、次点以降の決定についても同様とします。

イ 提示広告料の最も高い者から、順次掲出場所を選択することができます。

ウ 提示広告料第4順位以降の者についてもアの方法と同様に広告料の審査を行い、補欠として順位のみ決定します。

エ 広告料審査の結果は、応募者全員に通知します。

(2) 掲出広告内容審査

掲出広告内容（以下、「広告デザイン」という。）は、厚木市広告掲載審査会において、厚木市広告掲載要綱（以下、「要綱」という。）及び次の基準に従い審査し、広告主を決定します。

ア 原色や蛍光色を多用するなど、華美又は派手な広告デザインでないこと。

イ 斎場という公共施設の性格にそぐわない広告デザインでないこと。

なお、広告掲出予定者に決定された方の広告デザインが審査において不適とされた場合などは、デザインの補正をお願いします。補正ができない場合は順次繰り上げて補欠の者の広告デザインを審査し、広告主を決定します。

(3) 契約締結及び広告料の納付

上記の審査の結果、決定した広告主は、厚木市と契約を締結し、令和8年10月1日から広告を掲出することができます。

広告料の納付につきましては一活払いとし、令和8年10月1日以降、厚木市から送られる広告料の納付書により、指定期日までに納付をお願いします。なお、令和9年以降の自動更新時には、5月に納付書を送付しますので、指定期日までに納付をお願いします。

8 掲出広告の作成及び掲出

広告主は、その責任及び負担で、厚木市が指定する期日までに掲出広告を作成し、掲出しなければなりません。

9 広告掲出の取消し

(1) 厚木市は、広告主又はその広告が次に該当する場合は、広告の掲出を取り消すことができます。

ア 指定する期日までに広告料の納付がないとき。

イ 指定する期日までに広告の提出がないとき。

ウ 要綱別表第1のいずれかに該当することが判明したとき。

エ その他広告看板への掲出が適切でないと厚木市が判断したとき。

(2) 厚木市は、前号の規定により広告の掲出の決定を取り消したときは、「厚木市斎場広告看板掲出取消決定通知書」により広告主に通知します。

10 広告掲出の取下げ

広告主は、自己の都合により広告看板への広告を取り下げるときは、「厚木市斎場広告看板掲出取下げ申出書」により厚木市に申し出なければなりません。

11 広告料の還付

(1) 既に納付した広告料は還付しません。ただし、広告主の責めに帰さない理由によ

り広告掲出が不能となったときは、掲出を行えなかった月以降の納付済みの広告料の総額を還付いたします。

- (2) 厚木市は、広告が掲出できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告料の還付以外の責めを負いません。
- (3) 広告料の還付を受けようとする者は、「厚木市斎場広告看板広告料還付請求書」を厚木市に提出してください。

12 応募方法・提出期限

別紙「厚木市斎場広告看板掲出申込書」及び広告デザインを、郵送又は市民課斎場管理係（厚木市斎場）へ直接御持参ください。郵送の場合は、期限までに必着するようお送りください。

なお、広告料の審査がありますので、「厚木市斎場広告看板掲出申込書」は必ず代表者印を押印した原本を提出してください。FAXやEメールでの提出はできません。

提出期限 令和8年6月30日(火)午後5時

13 提出先

〒243-0214

神奈川県厚木市下古沢548番地

厚木市市民福祉部市民課斎場管理係

電話(046)281-8595

14 その他

厚木市広告掲載要綱は別添のとおりです。